オ　床等の断熱性を高める工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表２に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表３に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）

二　次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事（地域区分が８地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事）（改修工事後の住宅の断熱等性能等級（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表２－１の(い)項に掲げる「５－１断熱等性能等級」をいう。以下同じ。）が等級４又は一次エネルギー消費量等級（同項に掲げる「５－２一次エネルギー消費量等級」をいう。）が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となる場合に限る。）

ア　窓の断熱性を高める工事（居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表１－１－１に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、前号アに定める工事を除いたものをいう。）

イ　窓の日射遮蔽性を高める工事（居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表１－１－２に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、前号イに定める工事を除いたものをいう。）

オ　床等の断熱性を高める工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表２に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表３に掲げる基準値以上となるものをいう。）

（新設）

附　則

２１　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

２　個人が、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十四条の三第一項に規定する建物取引業者が増改築等をした建築後使用したことのある住宅用家屋を平成三十年四月一日前に同項に定めるところにより当該宅地建物取引業者から取得をし、その者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百六十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の四第一号イの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

地方税法施行令附則第九条の四第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅に関して、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千十三号）第十条第一項に規定する標章を使用するものであることとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の四第一号ロの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

地方税法施行令附則第九条の四第一号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準は、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千十三号）第二条各号に掲げる基準とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。